

# 補正予算による 生活・経済支援策

## 子どもが進学や就職期を控える保護者の皆さんへ 学年に応じて応援金を支給します

原油価格や物価の高騰が家庭に影響する中、令和5年度に進学や就職を控える児童を養育する家庭に対し、家計負担増を緩和し、円滑に準備が進められるよう応援金を支給します。保護者の所得制限はありません。

詳しくは、☎こども課(☎2415)へ。



### ■支給対象・支給金額

- ▷高校3年生(高等学校に相当する学校の最終学年を含む) = 1人につき3万円
- ▷中学3年生 = 1人につき2万円
- ▷小学6年生 = 1人につき1万円

### ■申請が不要な人への支給方法

**対象** 小学6年生および中学3年生の児童のうち、本市で令和4年11月分の児童手当・特例給付の支給対象となっている児童を養育する人  
**支給方法** 対象世帯に事前通知を送付しました。通知を受けて、受給を希望しない旨の申し出がなかった保護者に、児童手当の受給口座に応援金を振り込みます

### ■申請が必要な人への支給方法

**対象** ①小学6年生および中学3年生の児童のうち、本市で児童手当・特例給付の支給対象とな

っていない人

②高等学校などの最終学年の児童を養育する人  
※高等学校などは＝高等学校(全日制、定時制、通信制)、中等教育学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、高等専修学校

**申請方法** 申請書、申請者名義の口座情報が分かるものの写し、在学証明書(対象児童が最終学年であることが分かるもの)を窓口または郵送でこども課に提出してください

### ■申請書の配布方法

- ▷受給対象となる可能性がある子どもを養育する保護者に案内と申請書を郵送
- ▷市子育て情報サイト「しづかわ子育て応援ナビ」からダウンロード
- ▷こども課窓口での配布

**申請期限** 2月28日(火)

**振込日** 申請受付日の翌月末まで



▲詳細はこちら

## 令和4年度10月補正予算の概要

10月26日の市議会臨時会において議決された補正予算の事業についてお知らせします。詳しくは、☎財務課(☎2414)へ。

### ■原油価格・物価高騰総合緊急対策

- ①国の給付金の対象とならない市民税均等割のみ課税世帯に3万円を支給(6,715万8千円)
- ②子どもが進学や就職を控える保護者に応援金を支給(3,960万9千円)
- ③原油価格・物価高騰の影響を受ける市内事業者などに助成金を交付(1億9,833万8千円)

④民間保育施設・放課後児童クラブの物価高騰による経費の増額分を補助(1,519万円)

⑤市内小中学校・公立保育所で提供する給食の食材費を増額(946万5千円)

■乳幼児用の新型コロナワクチン接種を実施(3,397万2千円)

### 10月補正予算の概要 (単位:千円)

会計名	補正前 予算額	10月補正 予算額	補正後 予算額
一般会計	35,782,209	363,732	36,145,941

## 冬季における物価および原油高騰対策 暖房経費などの一部を補助します



**対象世帯** 申請日現在において、本市に住所がある次の世帯  
①令和4年度住民税非課税世帯  
②令和4年度住民税均等割のみ課税世帯  
③生活保護受給世帯  
**補助対象経費** 11月1日(火)までに

支払った次の経費のうち、いずれか1つの品目に限り補助します  
①電気料金  
②ガス料金  
③灯油購入費  
**補助額** 1世帯当たり上限6000円  
※複数枚の領収書などを合算して請求できます。申請

は1世帯につき1回です  
**申請方法** 対象と思われる世帯には、12月上旬までに申請書を郵送します。必要事項を記入して、次の書類を添付し、同封の返信用封筒で返送してください  
**添付書類** ①経費を支払ったことが分かる書類(領収書・レシート・請求書など)

②振込口座通帳の写し ※令和4年1月1日時点の住民票所在地が他の市町村内にあつた場合は、「令和4年度課税証明書または非課税証明書」が必要ですが、申請期限 令和5年3月15日(水)(必着)  
詳しくは、☎地域包括ケア課(☎8412)へ。



電力やガス、食料品などの価格高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯のうち、市民税均等割のみ課税の世帯に対して、1世帯につき3万円(1回限り)を支給します。  
これは、現在実施中の、市民税非課税世帯などに対する給付金(1世帯につき5万円)とは別の本市独自の事業で、対象世帯も異なります(3万円と5万円を両方受け取ることはできません)。

**支給対象** 令和4年11月1日(基準日)から申請日まで本市に住居登録があり、世帯の令和4年度の市民税について、「世帯全員が均等割のみ課税」の世帯または「均等割のみ課税の人と非課税の人」で構成される世帯  
※世帯の全員が「住民税が課税されている他の親族など」の扶養を受けている場合は対象外  
**手続方法** 対象と思われる世帯には、11月末ごろに住

民登録の住所地に申請書類などを発送します。必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください  
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、原則として郵送による申請となります  
※令和4年度の所得申告(令和3年分の収入の申告)が済んでいない人がいる世帯や、令和4年1月1日時点で本市に住居登録がなかった人がある世帯は、申請書類の

送付対象外になります。対象の要件を満たしている、給付を受ける場合には、別途手続する必要があります  
**必要書類** ①世帯主の本人確認書類の写し  
②送付された申請書  
③振込口座通帳の写し ※その他に添付書類が必要になる場合があります  
**申請期限** 令和5年2月28日(火)(必着)  
詳しくは、☎地域包括ケア課(☎8412)へ。

## 市民税均等割のみ課税世帯の皆さんへ 物価高騰対策として3万円を支給します